

コンプライアンス徹底に役立つ eラーニングライブラリ®新コース
『景品表示法入門コース』 9月開講
社会人必携「ビジネス法務知識」を手軽に学ぶ

株式会社日本能率協会マネジメントセンター(代表取締役社長:長谷川隆、中央区、以下JMAM[ジェイマム])は、オンラインで学べる法人企業向け教育ツール「eラーニングライブラリ」^{*1}の新コースとして、9月1日から『景品表示法入門コース』を開講します。

社会の意識の高まりとともに、企業、組織には、「コンプライアンス(法令遵守)」の徹底が求められており、従業員一人ひとりが、業務のなかで自らのビジネス活動におけるリスクを察知し、法的、倫理的な問題を未然に回避できるようになることが不可欠となっています。そのため、ビジネスに関連する法知識を従業員に周知することが、企業・組織の課題の一つとなっています。

このような背景のもと、JMAMでは、ビジネスに関する法務知識を習得する教育ツールとして、『ビジネス法務シリーズ』の第3弾である『景品表示法入門コース』を開講します。「景品表示法」は、消費者の利益保護を目的に、「不当な表示」や「過大な景品類」を規制するもので、業種を問わず商品・サービスを提供する事業者にとっては、必要不可欠な知識となっています。

本コースでは、「景品類」の定義や規制内容、「優良誤認表」、「有利誤認表」、「その他誤認表示」といった「不当表示」と判断される条件などについて、具体例を交えて学習します。

また、スマホやタブレットでも学習可能で、場所を選ばず、短時間で取り組めます。

JMAMが提供するeラーニングライブラリは、オンラインで1年間、いつでも、何度でも、手軽に学ぶことができる、法人向け教育ツールです。個々人の学習履歴を簡単に把握できるほか、費用についてもマネジメント系教育テーマ全126コースを一人あたり7,560円(税込み)^{*2}というリーズナブルな価格で受講できます。パソコン、スマホ、タブレット端末などのインターネットを通じて手軽に取り組むことができ、現在、2,100社超、のべ120万人を超える企業・団体に導入されています。

このほかにも管理職への人事・労務管理教育や全社一斉のコンプライアンス教育、内定者・新入社員教育、英語・中国語などのグローバル教育など、幅広く活用されています。

JMAMでは、今後も企業の人材育成を支援するべく様々なサービスを展開していく予定です。

日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)について:JMAMは、日本能率協会(JMA)グループの中核企業として1991年に設立されました。通信教育・研修・アセスメント・eラーニングを柱とした人材育成支援事業、能率手帳の新生ブランド『NOLTY』や『PAGEM』を代表とする手帳事業、ビジネス書籍の発行を中心とした出版事業を通じて、「成長したいと願うすべての人」を支援し続けていきます。www.jmam.co.jp

^{*1}: JMAMが提供する「eラーニングライブラリ®」は、「むずかしい」を「わかりやすく」、「手軽に学べて、満足できる」ことを特長とし、インターネットで、1年間、いつでも、何度でも受講できます。内定者・新人から管理職までの階層別教育、コンプライアンスやビジネススキル、語学といった目的別教育、技術・技能教育など幅広いラインアップとなっています。また、eラーニングライブラリの大きなメリットとして、契約期間中は追加料金無しで、新コースが続々追加されていくことです。教材改訂も随時実施しており、スマホ・タブレット対応等、継続的にeラーニングライブラリの充実を図っています。2017年8月末現在、全182コースのラインアップを、2,100社超、のべ120万人以上が利用しています。

http://www.jmam.co.jp/hrm/elearning_lib/index.html

^{*2}: マネジメント系ライブラリ(2017年8月末現在126コース)10名さま、7万5600円(税込み)にてご利用いただいた場合の金額となります。ご契約内容に応じて、費用は変動いたします。

eラーニングライブラリ®は、株式会社日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)の登録商標です。

【報道関係者お問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター 広報担当

TEL: 03-6362-4361(直通) / E-mail: PR@jmam.co.jp

【サービスに関するお問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター パーソナル・ラーニング事業本部 TEL: 03-6362-4345

『景品表示法入門コース』の概要

1. ねらい

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）で規制される「過大な景品」、「不当な表示」とは、どのようなものか、違法な「景品」、「表示」となる要件など「景品表示法」のポイントを具体的な例をあげながら短時間で学びます。

2. 特長

- 「景品類」の定義、「一般懸賞」、「共同懸賞」、「総付景品」といった提供方法による景品の最高額・総額等の規制内容の違いなどを学びます。
- 規制対象となる「表示」の種類や、「優良誤認表示」、「有利誤認表示」、「その他誤認表示」といった「不当表示」と判断される条件などについて、具体例を交えて解説します。

3. 学習時間 : 想定学習時間 1時間／最短実行時間 24分

4. 対 象 : ビジネスパーソン全般

5. カリキュラム

1章 景品と表示の法律を知る

- 1-1 景品表示法の目的
- 1-2 景品類とは①
- 1-3 景品類とは②
- 1-4 景品類とは③
- 1-5 景品規制とは①
- 1-6 景品規制とは②
- 1-7 表示とは①
- 1-8 表示とは②
- 1-9 優良誤認表示
- 1-10 有利誤認表示、その他誤認表示
- 1-11 事業者には課せられる義務と罰則・課徴金

2章 ケースで学ぶ景品表示法

- 2-1 【景品事例】売上予定総額と実際の売上総額との差異
- 2-2 【表示事例】誤った情報による不当表示
- 2-3 学習の終わりに

※テスト問題 1回（客観式 10問、ランダム出題）

6. 学習画面例

<1-6 景品規制とは②>

	景品類の最高額	景品類の総額
一般懸賞	取引価額 5,000円未満 取引価額の20倍まで	懸賞に係る売上予定総額の2%まで
共同懸賞	取引価額 5,000円以上 取引価額に30万円まで	懸賞に係る売上予定総額の3%まで

この期間の売上
売上予定総額: 1日20万円×7日
= 140万円の2%
= 2万8千円

また、「景品類」の総額は、懸賞を実施する1週間に、この商店が予定している売上の2%です。

PC版

	景品類の最高額	景品類の総額
一般懸賞	取引価額 5,000円未満 取引価額の20倍まで	懸賞に係る売上予定総額の2%まで
共同懸賞	取引価額 5,000円以上 取引価額に30万円まで	懸賞に係る売上予定総額の3%まで

この期間の売上
売上予定総額: 1日20万円×7日
= 140万円の2%
= 2万8千円

また、「景品類」の総額は、懸賞を実施する1週間に、この商店が予定している売上の2%です。

スマホ版

<1-7 表示とは①>

景品表示法で「表示」とは、要約すると…

事業者が 顧客を誘引する手段として 自己の供給する商品・サービスの取引に関する表示

上記に加え、内閣総理大臣の指定したもの

不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件

衆文の表示

内閣総理大臣

容器、包装、パンフレット説明書、放送、口頭、ポスター、看板、インターネット、サンプリング、出版物、実演

実演による広告、新聞・雑誌・放送などによる広告、インターネットでの表示など、多くの表示が指定されています。

PC版

景品表示法で「表示」とは、要約すると…

事業者が 顧客を誘引する手段として 自己の供給する商品・サービスの取引に関する表示

上記に加え、内閣総理大臣の指定したもの

不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件

衆文の表示

内閣総理大臣

容器、包装、パンフレット説明書、放送、口頭、ポスター、看板、インターネット、サンプリング、出版物、実演

実演による広告、新聞・雑誌・放送などによる広告、インターネットでの表示など、多くの表示が指定されています。

スマホ版